

I 100年先の森林づくりの推進

1 環境保全林整備事業**(1) 事業目的**

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、公的な管理・支援を推進する。

(2) 対象地域

次の①から④までに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

①市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林

(イ) 渓流に面した森林

(ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林

(エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

②除間伐は12齢級以下の人工林、国土強靱化間伐においては概ね10年間間伐履歴がない
溪畔林で13～18齢級の人工林、更新伐は18齢級以下の人工林

③1施行地の面積が0.1ha以上の森林

④10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

(3) 実施内容

- ・伐採率がおおむね30%以上の除間伐等（風雪害の発生の恐れがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く）
- ・伐採率が30%以上50%以下の更新伐（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状や群状の伐採を含む）
- ・森林所有者の特定や同意の取り付け等

(4) 実施方法

森林所有者と事業主体、市町村との間で本事業の趣旨を合意・協定を締結したうえで、事業主体は対象地域の間伐等の森林整備を実施する。

県は事業主体が実施する間伐等の森林整備費用及び森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する費用を助成する。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

13,000ha

(6) 目標とする姿

混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

(7) 事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者

(8) 補助率等

除伐、保育間伐、間伐、更新伐、国土強靱化間伐：10/10

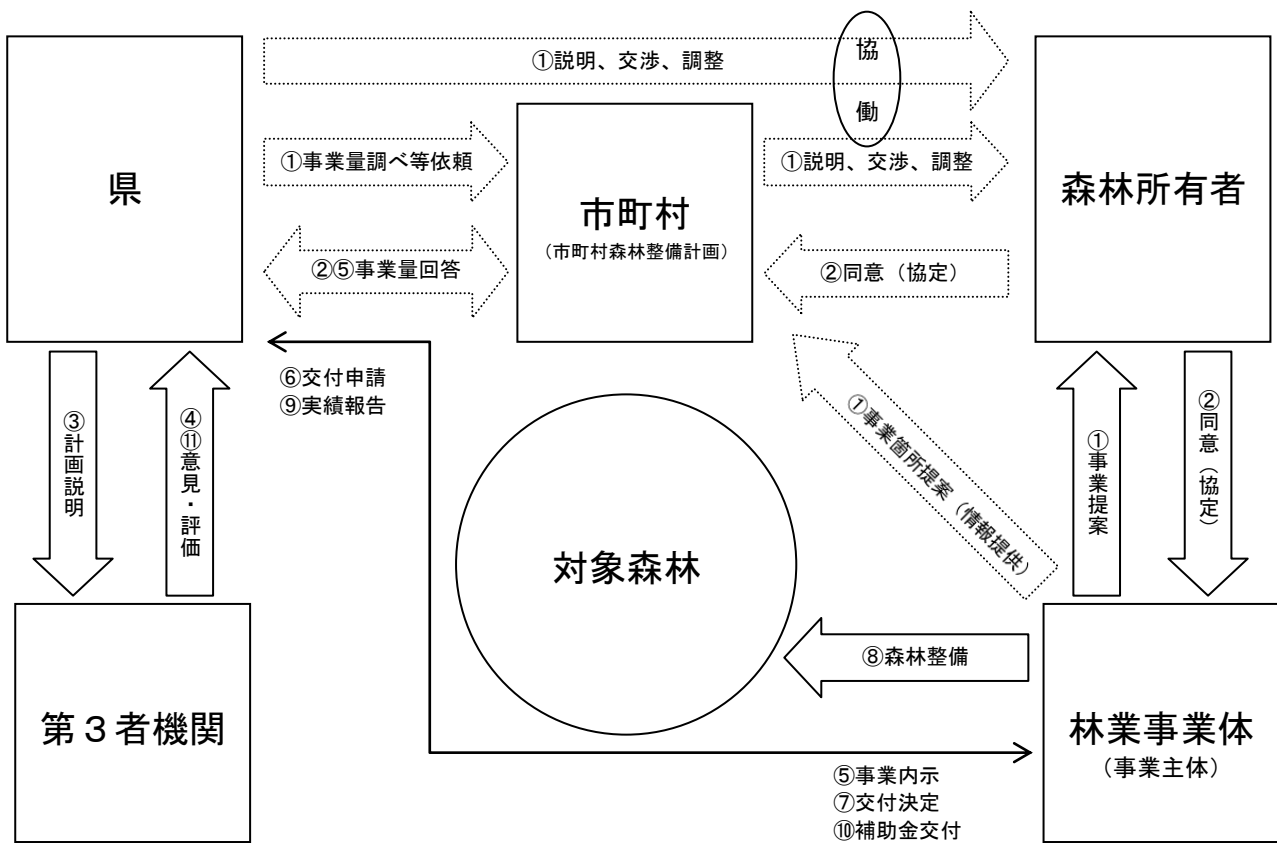
（上限：県の定める標準事業費）

森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費（関連条件整備）：38千円/ha

(9) 更新方法

更新伐における更新方法は、天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(10) 事業フロー図 (イメージ)



※市町村が事業主体として実施すること、市町村を通じた間接補助事業として実施すること、いずれも可。

担 当：林政部 森林整備課 整備係 (内線 3 1 9 5)

2 公有林化支援事業

(1) 事業目的

水源のかん養や生物多様性の保全等の公益的機能が広範囲に及ぶ重要な森林のうち、荒廃した森林又はそのおそれのある森林で、早急に公的な管理を行う必要がある森林について、県・市町村による公有林化を進め、適切な森林管理を図ることで、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図る。

(2) 対象地域

次に掲げる要件を全て満たす水源林等であって、将来にわたり保全管理する必要がある森林とする。

- ・岐阜県水源地域保全条例第13条第1項の規定により水源地域に指定された森林、又は指定される予定の森林であること。
- ・保安林に指定されることが確実であること、又は市町村の条例により公の施設として位置づけられること等将来にわたって森林の状態が担保されること。
- ・取得面積が1ha以上の森林であること。
- ・市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林として位置づけられていること。

(3) 実施内容

森林（土地及び立木）の取得
 ※森林の取得のための調査費も対象とする。

(4) 実施方法

市町村が公益上の観点から、公的に管理する必要がある森林を取得するために必要な経費を県が支援する。ただし、契約、登記等に必要な経費を除く。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

100ha

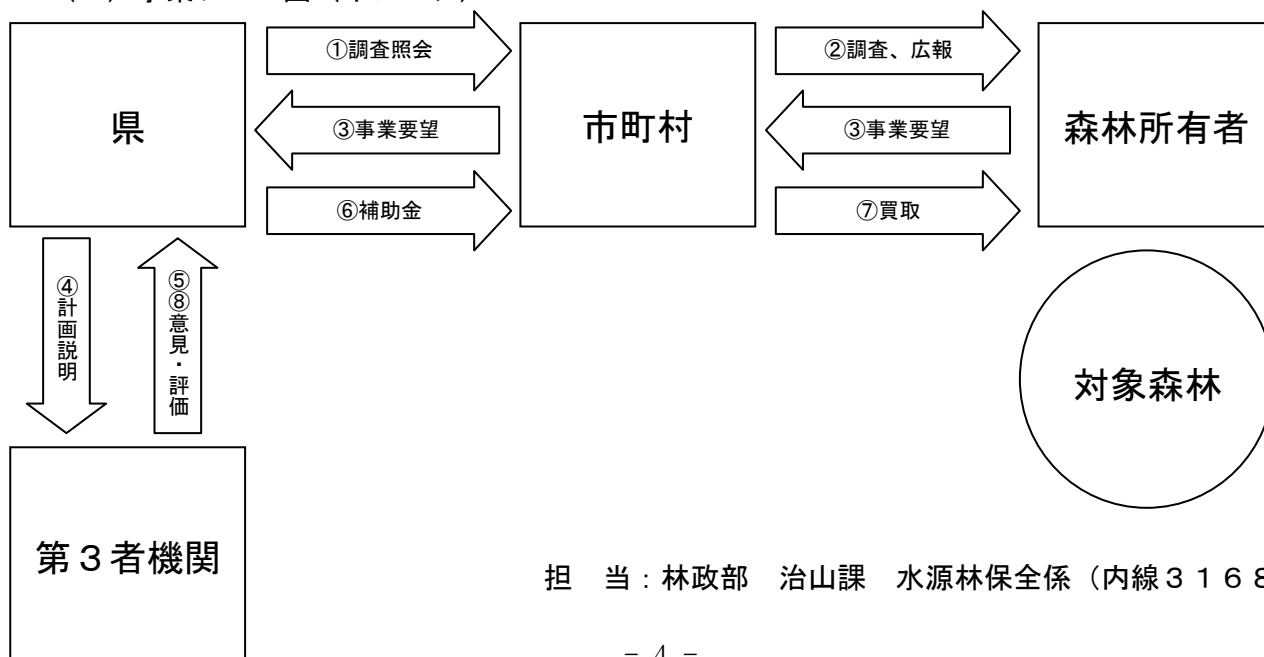
(6) 事業主体

市町村、県

(7) 補助率等

- ・森林購入後、保安林に指定し将来にわたり森林として管理する場合 10/10以内
- ・森林購入後、保安林以外の方法で将来にわたり森林として管理する場合 1/2以内

(8) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 治山課 水源林保全係（内線3168）

3 里山林整備事業 ※生活保全林整備、森林地域外危険木除去を含む。

(1) 事業目的

野生鳥獣による被害の軽減、気象害による倒木の防止など地域住民の生活環境の保全や、生物多様性の保全を図るため、里山林、住民に身近な樹木の整備・管理を支援する。

(2) 対象地域

①里山林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 市町村森林整備計画において、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林。

(イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林。

2) 1 施行地の面積が0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

②生活保全林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 野生動物による農作物被害や生活環境被害が生じている農地や住居等に隣接し、林縁からの奥行きがおおむね30m以内の連続した森林で、かつ整備対象箇所は、市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」(以下「生活保全林等」という。)であること。

(イ) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる森林で生活保全林等であること。

2) 1 施行地の面積が0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

③森林地域外危険木除去タイプ

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。ただし、地域森林計画対象内森林(②生活保全林整備タイプの対象)、及び個人等が所有する樹木や道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

- ・ 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木
- ・ 住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木
- ・ 自治会等から特に要望がある樹木

(3) 実施内容

①里山林整備タイプ

| 区 分 | 内 容 |
|------------|--|
| ア 侵入竹の除去 | 侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等 |
| イ 森林病虫害の除去 | 被害木の伐倒、薬剤処理、破砕、搬出運搬等 |
| ウ 広葉樹等の植栽 | 郷土樹種・花木・食餌木等の植栽 |
| エ 修景等の環境保全 | 枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備 |
| オ 不用木の除去 | 除伐、間伐 |
| カ 付帯施設整備 | ア～カのいずれかの施業に付随して行う歩道等の開設、安全施設等(柵工等)の整備 |
| キ 既存施設の改修 | 歩道・木質構造物等の補修・改修 |
| ク 施設整備 | 歩道等の開設、休憩施設等の新設 |

②生活保全林整備タイプ

| 区 分 | 内容等 |
|-----------------------|--|
| ア バッファゾーン (緩衝帯) 整備 | ○森林整備 下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽(樹種転換) 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 (枝払、玉切、後片付け含む) |
| | ○附帯整備 簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等(柵工等)の整備 |
| イ 危険木の除去 | ○倒木の危険性が高い樹木の伐採 対象木、保全対象、施業内容は下記のとおりとする。 (1) 対象木 次のいずれかに該当するもの (ア) 樹高が概ね10m以上であって枯損木又は斜立木であるもの。 (イ) 知事が特に危険と認めるもの。 (2) 保全対象 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの。 (3) 施業内容 伐倒、林内整理(枝払い、玉切り、片付け) なお、搬出、破砕については原則、補助対象外とする。 ただし、(2)(3)に該当しない場合、事業主体は事業計画書提出時までには部長と別途協議を行い、部長が特に必要と認める場合は事業実施できるものとする。 |

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

③森林地域外危険木除去タイプ

- ・危険木の除去(倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度に成長した樹木等の伐採)

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象地域の里山林の整備等を実施する。

県は事業主体が実施する里山林整備等の費用を助成する。

(5) 事業量(H29~33年度の5年間)

- ・里山林・生活保全林の整備 : 3,250ha
- ・森林地域外危険木の除去 : 50カ所

(6) 目標とする姿

- ・明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林
- ・明るい林相、多様な生物が暮らす里山林
- ・人と野生鳥獣との緩衝帯となる里山林

(7) 事業主体

①里山林整備タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者(ただし施設整備については県及び市町村に限る)

②生活保全林整備タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業者、
特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

③森林地域外危険木除去タイプ
市町村

(8) 補助率等

①里山林整備タイプ：

- | | |
|-----------|------------------------|
| ・侵入竹の除去 | 上限：300千円/ha |
| ・森林病虫害防除 | 上限：40千円/m ³ |
| ・広葉樹等の植栽 | 上限：500千円/ha |
| ・修景等の環境保全 | 上限：125千円/ha |
| ・不用木の除去 | 上限：200千円/ha |
| ・附帯施設整備 | 上限：300千円/ha |
| ・既存施設の改修 | 上限：5,000千円/箇所 |
| ・施設整備 | 上限：必要経費積み上げ額以内 |

※施設整備の実施には県への協議が必要

②生活保全林整備タイプ：

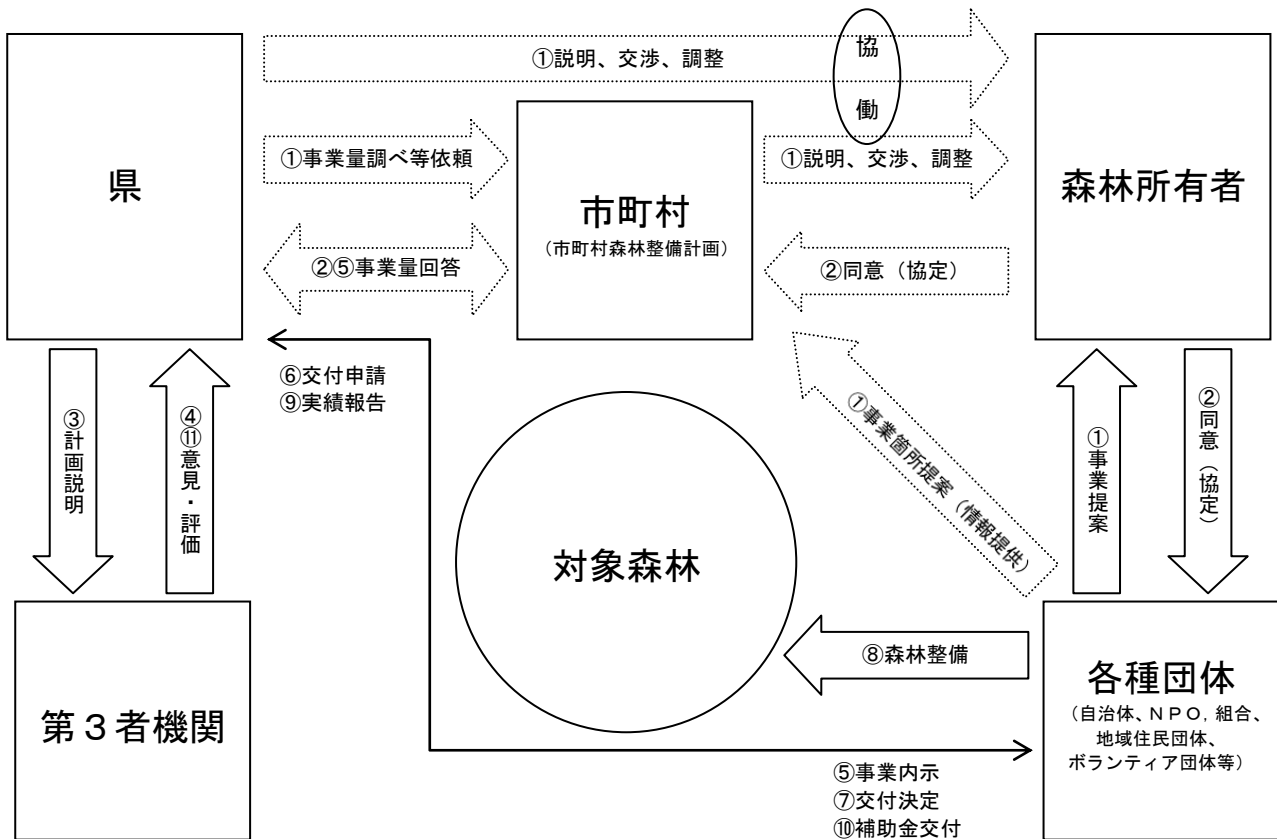
- | | |
|-------------|----------------|
| ・危険木の除去 | 上限：必要経費積み上げ額以内 |
| ・バッファゾーンの整備 | 上限：700千円/ha |

③森林地域外危険木除去タイプ

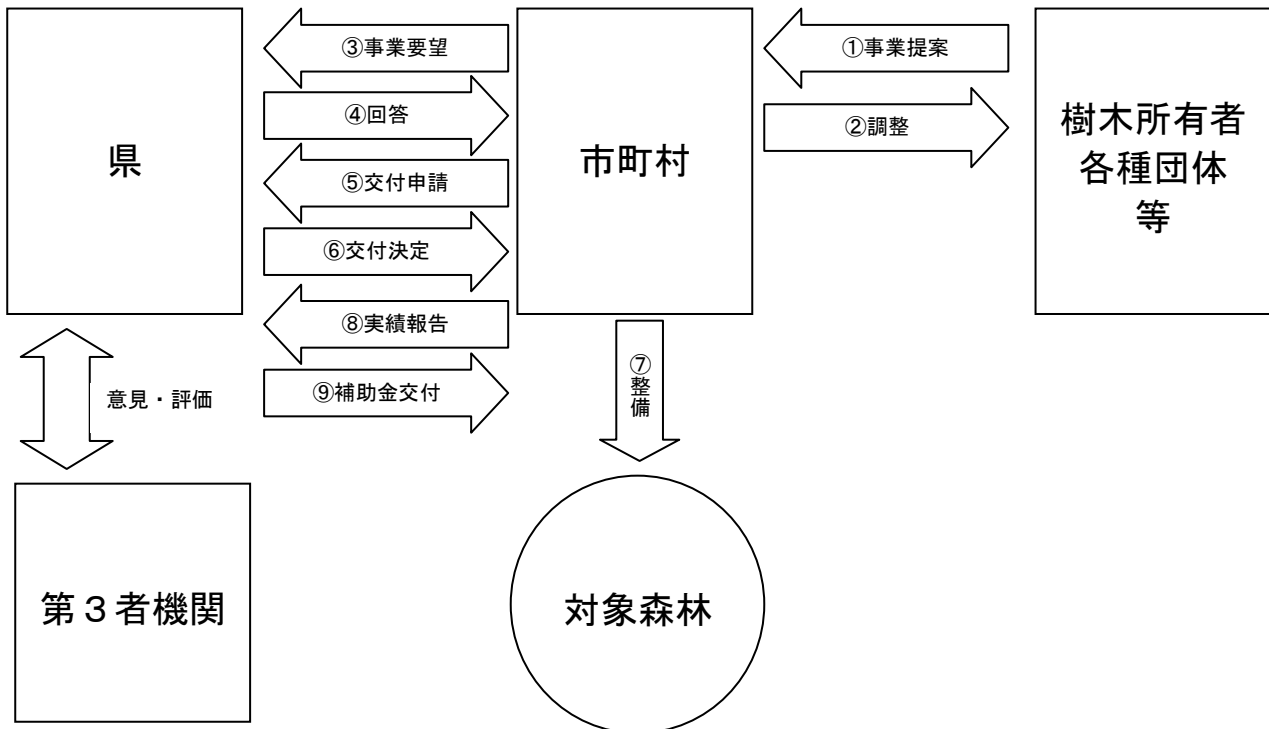
- ・上限：必要経費積み上げ額の2/3以内（上限500千円/1箇所）

(9) 事業フロー図 (イメージ)

①里山林整備タイプ、②生活保全林整備タイプ



③森林地域外危険木除去タイプ



担当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係 (内線3029)

4 観光景観林整備事業 ※観光景観林総合整備事業を含む。

(1) 事業目的

観光道路等から眺望ができ、景観形成上の価値が高く、外からの呼び込みによる地域活性化等に資することができる森林を「観光景観林」として位置づけ、市町村による適切な森林整備・保全を促進する。

また、総合的、継続的に事業を実施し、県内の「観光景観林」のモデル地域となる整備を支援する（拡充）。

(2) 対象森林

市町村が観光振興上、重要であると認める森林（民有林）とし、次に掲げる①～⑤の全てを満たす森林

- ① 観光道路として、地方自治体または観光協会等において、通称（愛称）がつけられた、または同等の通称（愛称）があると認められる道路の沿線の森林であること。
- ② 1か所につき0.1ha以上とし、1沿線につき面積が5ha以上とすること。
- ③ 観光道路に近接する林縁から尾根までの森林であること。
- ④ 森林所有者の同意が得られた森林であり、森林所有者との10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。
- ⑤ 市町村森林整備計画において「観光景観林」としてゾーニングされた、またはゾーニングされる予定の森林

(3) 実施内容

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐・林内整備）
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出
- ・ 景観形成のための植栽

【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

- ・ 関連条件整備（所有者の特定、同意等）
- ・ 整備計画策定
- ・ 附帯施設整備（遊歩道、休憩施設等の整備（改修を含む））

(4) 実施方法

市町村が観光振興上、重要であると認められる森林について、整備計画を策定の上、県に提出。県において審査し、予算の範囲内において事業採択し、実施個所を選定

【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

市町村からの提案された整備計画（3年程度）により事業地を選定、優先的・継続的に支援を実施

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

350ha（70ha/年）

(6) 事業主体

市町村

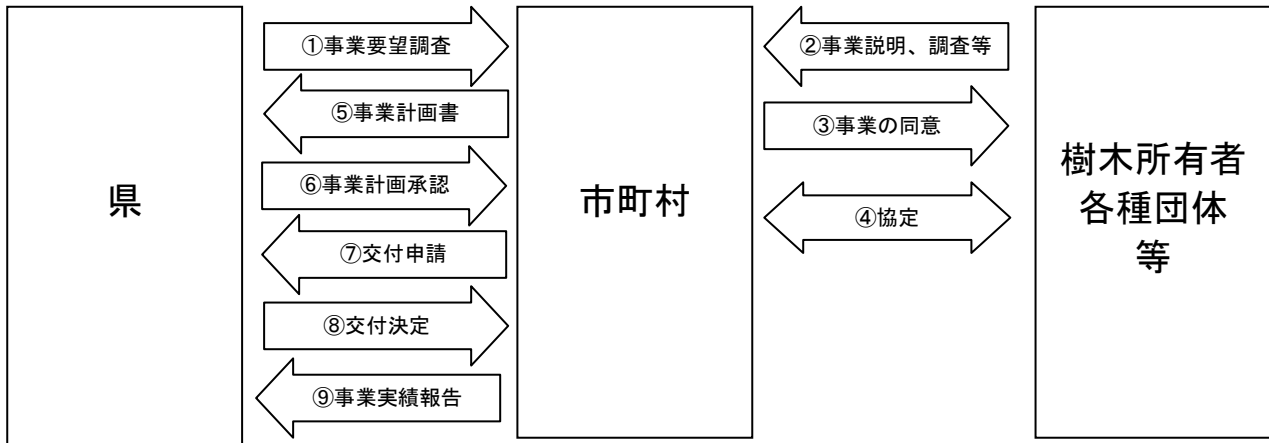
(7) 補助率等

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐） 上限200千円/ha
- （不用木の除去に加え伐採木の処理がある場合） 上限450千円/ha
- ・ 景観形成のための植栽 上限500千円/ha
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出 上限 7千円/m³

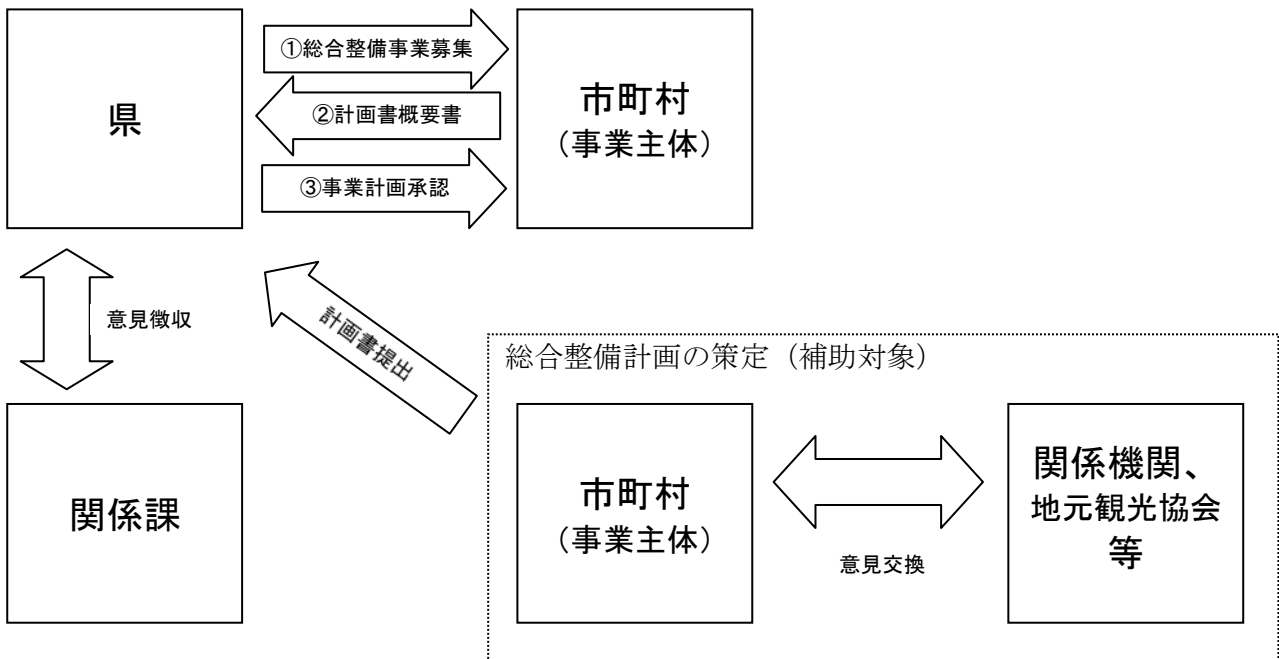
【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

- ・ 関連条件整備（森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費） 38千円/ha 上乘せ
- ・ 整備計画策定 上限 必要経費の範囲内
- ・ 附帯施設整備 1/2以内（上限10,000千円）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



【観光景観林総合整備事業】
 に募集する観光景観林整備総合事業の計画の選定・承認をうけるものとする（下記流れ）
 承認後は通常の観光景観林整備事業と同じ流れで補助事業を実施



(総合整備計画に基づき、計画的、優先的に予算配分)

担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 緑化推進係 (内線 3026)